

令和 3 年 3 月 24 日

小金井市子ども・子育て会議
会長 倉持清美様

小金井市子どもの権利部会
部会長 水津由紀

子どもの権利部会審議内容の報告について

本部会は、「のびゆくこどもプラン 小金井」施策の方向性 1－1 事業番号 1 重点事業「子どもオンブズパーソン」の設置のための検討を行い、鋭意審議を重ねてまいりました。

審議の結果を、別添のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

1 部会の役割

施策の方向性 1－1 事業番号 1 重点事業「子どもオンブズパーソン」の設置のための検討・審議を行う。

2 部会の審議状況

下記のとおり全 4 回の会議の他、自主勉強会等を開催し、審議した。

○ 子どもの権利部会会議日程一覧

第1回	令和2年 8月27日	桜町上水会館集会室 A B
第2回	令和2年10月22日	市役所本庁舎第一会議室
第3回	令和2年11月26日	前原暫定集会施設 B 会議室
第4回	令和3年 3月 1日	上之原会館 集会室 A B

3 審議内容・結果

「(仮称) 子どもオンブズパーソンの基本的な考え方 (案)」(別紙)

なお、審議にあたってのポイントや継続課題については、下記のとおりである。

(1) 審議にあたってのポイント

ア オンブズの立ち位置・個別救済

(仮称) 子どもオンブズパーソン (以下「オンブズ」という。) は、子どもの最善の利益の確保及び子どもの権利の救済に取り組むことで、子どもの権利を実現するための組織である。

小金井市においては、子どもの相談対応及び個別救済を主目的とし、子どもの権利の実現を目指していくことが望ましい。

そのため、権利侵害が起こった際には、必要な措置 (調査、勧告等) を取ることができるよう、公正かつ独立性と専門性を有する第三者機関として設置する必要がある。

また、オンブズの担う職務は、子ども自身に寄り添った解決による権利救済を目指すため、マンパワーが必要である。その活動にあたっては、オンブズの職務を補佐する職員 (以下「調査相談員」という。) を複数配置する必要がある。

イ 独立性

オンブズの独立性については、市や市教育委員会の内部組織ではなく附属機関として設置し、関係機関に対して調査権や是正勧告等ができる権限を付与すること、自己の発意によって活動が行えることなど、活動上の独立性を有する必要がある。

ウ 専門性

オンブズが現行のどの相談機関とも違い、子どもに寄り添い、子どもの望む救済・解決による子どもの権利の実現を目指す使命を持ち、解決の主体として子どもを中心に置いていくというアプローチの特殊性を鑑み、オンブズは子どもの権利について見識がある者を配置する必要がある。

エ 守秘義務

子どもが安心して相談できるようにするためにも、オンブズは相談過程で知り得た相談者の情報について守秘する必要がある。

オ 子どもの意見の尊重

オンブズは、子どもからの相談に応じる中で、徹底して子どもの意思・意見を尊重した解決を目指すこと。そのため、その職務にあたっては、子ども一人ひとりに寄り添い、子ども自身の考えを聴きながら、一番良い方法を一緒に考える姿勢を常に持ち続ける必要がある。

カ 連携

オンブズは、子ども自身のみならず、子どもの権利侵害について相談しようとするすべての人からの相談・申立てを受けること。また、オンブズからの働きかけのみならず、困った時に他の機関側から相談されるような関係を構築するのが望ましい。

オンブズの活動については、市の機関のみならず、市の機関以外においてもその活動への共通理解を求め、より良い関係のもと、子どもの権利の実現に向かって協力関係を築くよう努力すること。その活動にあたっては、市の関係機関等と連携をとり、協力しながら、公正に職務にあたる必要がある。

キ 調整活動

オンブズは、子ども自身の望む関係性の修復等による解決を目指す必要がある。

そのための有効なアプローチ手段が調整活動であり、申立ての有無に関わらず、関係の再構築などの必要があると認める時や、当事者間で意見の食い違いがある場合等は、オンブズが間に入り、子どもの気持ちを尊重しながら、子どもの最善の利益に基づく相互理解を促すことによって、解決を目指す活動がオンブズ活動の中でとりわけ重要な役割である。

ク 対象外への対応

子どもの定義から本制度の対象は18歳未満の子どもとなるが、年齢や地域等により対象から外れる子ども・若者に関する相談についても、適切な機関に引き継ぐなど、良心ある対応をする必要がある。

ケ 広報・啓発・学習

子どもの権利を実現するためには、子どもを取り巻くあらゆる市民が子どもの権利を理解し、尊重する必要があることから、オンブズは当該活動の周知に留まることなく、その文化及び社会づくりのために広報・啓発・学習活動を行う必要がある。

コ 制度改善・モニタリング

年度ごとの活動について市長及び市民に報告するとともに、権利侵害に関する是正要請や意見表明の結果を定期的にモニタリングすることで、個別救済に留まらず他の子どもの権利についても改善でできる可能性があるため、個別救済を優先しつつ、他の子どもの権利侵害にも留意する必要がある。

(2) 繼続課題

ア 新型コロナウイルス感染症の流行を受け、本報告については市民意見の聴取が行われない状況での報告となっている。オンブズ設置にあたっては、子どもを含む市民からの意見を聴取した上で基本的な考え方（案）の内容に反映していくことが望ましい。

イ オンブズへの相談方法については、子どもにとってやさしい受理の仕方（方法・時間・場所等）を検討すること。

ウ 権利学習の方向性や方法等については、関係部署や関係機関等と丁寧に協議する必要があることから、現時点では課題とする。

エ オンブズや調査相談員のスキル向上のためにも、定期的な研修や他市機関との交流など検討すること。

オ オンブズの行う「文化及び社会づくり」と行政の「子どもの権利の普及」の役割の違い等については、運用する中で整理すべき課題であると考える。

こがねいし かしょう こ きほんてき かんが かた あん
小金井市における（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）

基本方針

- ① ○公正かつ独立性と専門性のある立場から、子どもの最善の利益の確保及び子どもの権利の救済に取り組む第三者機関として、（仮称）子どもオンブズパーソンを設置します。
- ② ○（仮称）子どもオンブズパーソンは、子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの権利を実現するために、子ども自身の考え方をじっくり聴きながら、一番良い方法を一緒に考えていきます。

（仮称）子どもオンブズパーソンの職務及び責務

<職務>

- ① ○子どもの権利侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援等を行うとともに、子どもの意思を尊重した解決を目指することで、権利の救済につなげます。
- ② ○子どもの権利侵害を取り除くために、調査、調整、是正のための勧告等を行います。
- ③ ○子どもの権利の周知啓発を行い、子どもの権利を実現する文化及び社会づくりを行います。

<責務>

- ① ○子どもの権利侵害の早期発見及び予防に努めます。
- ② ○子どもの権利救済の過程で知り得た相談者の情報について、守秘義務を負います。その職を退いた後も同様とします。
- ③ ○子どもの権利の救済にあたっては、市の関係機関等と連携をとり、協力しながら、公正に職務を努めます。

相談・申立て

- ① ○すべての人※は、（仮称）子どもオンブズパーソンに対して、すべての子どもの権利の侵害に関する事項について、相談や侵害を取り除くための申立てをすることができます。
- ② ○（仮称）子どもオンブズパーソンは、相談及び申立てがあった場合はこれを受理します。
- ③ ○（仮称）子どもオンブズパーソンは、相談及び申立てを受理した事項が、市内に住所を有する子どもに係る事項ではない場合、または、市内の学校等に在学または在勤している市外在住の子どもに係るものであって、相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じた事項ではない場合は、適切な機関に引き継ぐように努めます。
- ④ ○（仮称）子どもオンブズパーソンは、相談の継続支援過程において相談者である子どもが18歳以上となったときなどその他適切な支援機関がある場合は、その機関に引き継ぎます。

※18歳未満の子ども（小金井市内に在学・在住・在勤）の権利の侵害に関して相談をしようとする、すべての人を指します。

ちょうさ かんごくとう 調査・勧告等

〈調査〉

- ① ○ (仮称) 子どもオンブズパーソンは、申立てに基づき、子どもの権利の侵害についての調査をすることができます。
- ② ○ (仮称) 子どもオンブズパーソンは、申立てがない場合においても、子どもが権利の侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき調査することができます。
- ③ ○ (仮称) 子どもオンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係機関に説明、資料の提出を求め、または、実地調査することができます。
- ④ ○ 説明、資料の提出、または実地調査を求められた市の機関は、その要求に対して適切に対応しなければなりません。
- ⑤ ○ 説明、資料の提出、または実地調査を求められた市の機関以外のものは、その要求に対して可能な限り協力するよう努めなければなりません。

〈調整〉

- (仮称) 子どもオンブズパーソンは、関係の再構築などの必要があると認める時は、子どもの最善の利益に基づく相互理解を促し、子どもの権利侵害を取り除くために調整を行うことができます。

〈勧告等〉

- ① ○ (仮称) 子どもオンブズパーソンは、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くために必要があると認めるときは、関係機関に対して勧告やは正の要請、または制度改善を求める意見表明することができます。
- ② ○ 是正勧告を受けた市の機関は、その是正勧告を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- ③ ○ 是正要請を受けた市の機関以外のものは、その是正要請を尊重し、可能な限り協力するよう努めなければなりません。

〈報告〉

- ① ○ (仮称) 子どもオンブズパーソンは、勧告やは正の要請を行ったとき、必要があると認めたときは、その措置への対応状況について報告を求めることができます。
- ② ○ 市の機関は、(仮称) 子どもオンブズパーソンに対して、勧告やは正の要請等の措置への対応状況について理由を付して報告しなければなりません。
- ③ ○ 市の機関以外のものは、(仮称) 子どもオンブズパーソンに対して、勧告やは正の要請等の措置への対応状況について理由を付して可能な限り報告するよう努めなければなりません。

〈公表〉

- (仮称) 子どもオンブズパーソンは、必要があると認めるときは、勧告やは正の要請、意見表明及び報告(理由を含む。)の内容を、公表することができます。

こうぼう けいはつ がくしゅう 広報・啓発・学習

- (仮称) 子どもオンブズパーソンは、機関を身近に感じ、どんな悩みも安心して相談できるよう機関の広報を行うとともに、市と連携・協力しながら、広く子どもの権利の啓発・学習活動を行います。

その他

- ① ○ (仮称) 子どもオンブズパーソンの職務を補助するため、調査相談員を置きます。
- ② ○ (仮称) 子どもオンブズパーソンは、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民にお知らせします。

*裏面に、相談から解決までのイメージ図があります。

相談から解決までのイメージ

(仮称) 子どもオンブズパーソンは、子どもたちのさまざまな悩みについて相談を受け、必要な助言や支援等を行うことで子どもたちの救済に取り組みます。また、相談だけでは解決に至らない場合などは、救済の申立て等に基づいて子どもの権利の実現に向けて、調査や調整を行います。調査及び調整後、必要に応じて、勧告や意見表明等を行い、解決を目指します。

